平成２２年（フ）第１５３号
長野県松本市大字神林5107番地の１
債務者　市之瀬　昇
１　決定年月日時　平成22年６月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１５９号
長野県松本市波田4883番地１　ハイツグリーンヒル302、前住所長野県松本市梓川倭2300番地４
債務者　小松　正剛
１　決定年月日時　平成22年６月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第６４号
岐阜県可児郡御嵩町伏見1879番地34
債務者　渡邉　洋一
１　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第６５号
岐阜県加茂郡七宗町上麻生2795番地
債務者　味藤　龍吾
１　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第２７１号
滋賀県東近江市川合町349番地
債務者　小林美智子
１　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第５５５号
京都府長岡京市一文橋１丁目17番18号
債務者　新見　浩美
１　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８５５号
京都市西京区川島権田町28番地１
債務者　佐々木純子
１　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８７７号
京都市山科区川田菱尾田17番地53
債務者　山田　真樹
１　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９５５号
京都市伏見区桃山町丹後８番地４　アーバンヒル桃山２Ｃ
債務者　小林　直子
１　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０５８号
京都府城陽市富野西垣内55番地の31
債務者　東條　建二（旧姓田浦）
１　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３２４号
兵庫県尼崎市崇徳院３丁目42番地の31
債務者　密山一こと　朴　　一
１　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４４０号
兵庫県尼崎市南塚口町６丁目７番９号コスモスコート101
債務者　町野　貴之
１　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４５３号
兵庫県西宮市田代町８番１―118号
債務者　田中　春子
１　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４６２号
兵庫県西宮市段上町６丁目23番３―403号
債務者　浅田　直哉
１　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５２７号
兵庫県芦屋市精道町４番17―201号
債務者　千田　雅之
１　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５４８号
兵庫県尼崎市瓦宮２丁目31番20―201号
債務者　小花直美こと　金　　直美
１　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５５１号
兵庫県芦屋市若葉町５番１―924号、前住所兵庫県西宮市甲子園九番町11番23―426号
債務者　小宮　深智（旧姓北島）
１　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３００号
愛媛県松山市天山３丁目７番８号
債務者　横田久美子
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
松山地方裁判所